

## 戦争国家への逆行を阻み、有事法制三法の廃案を求める声明

日本戦没学生記念会(わだつみ会)

小泉連立内閣が今国会に提出した「有事法制」三法案 武力攻撃事態法案、自衛隊法改正案、安全保障会議設置法改正案 は日本に対する「武力攻撃事態」を与件として内閣首班に「非常大権」を与えるに等しい驚くべき内容のものである。国際紛争の武力による解決を否認し、戦時に対処する統治規定を排除した平和憲法を半世紀以上にわたり保持してきた日本が、いまなぜ「備えあれば憂いなし」としてその非常時体制を準備しようとするのか。しかも、小泉首相は昨年に重ねて今年も、戦没者の霊を「神」と崇め、過去の戦争を肯定、正当化する機能をはたしてきた靖国神社に参拝し、憲法の定めた政教分離の原則を平然と踏みしめた。その偏狭なナショナリズム思潮に沿う行為は、侵略戦争の惨禍を被ったアジア諸国の民衆への配慮を欠くとともに、侵略戦争の反省により、諸国民の公正と信義に信頼して、「非武装と戦争放棄を決意した日本国民の歴史に対する挑戦と軌を一にしている。」聖域なき構造改革」を標榜して経済不況からの脱出を訴える小泉内閣が、政権の土台を揺るがす事態に当面しながら、憲法の基本原理に挑戦する法案を急遽上程したことが、いわれわれは民主政治の危機をも認めざるをえない。

小泉内閣は、昨年9月11日の同時多発テロ事件に際し、アメリカ政府の軍事的要請に因應するため、テロ対策特別措置法の成立を急ぎ、アフガニスタンへの軍事報復を支援する自衛隊のインド洋・アラビア海派遣に踏み切った。すでに湾岸戦争以後、歴代内閣は「国際貢献」に名をかりて、多国籍軍への戦費拠出、掃海艇のペルシャ湾派遣、PKO協力法による数次の派兵、周辺事態法など「新ガイドライン」立法による日米安保協力への歩みをすすめる、米軍の軍事行動を支援するかたちで自衛隊の権限と行動範囲をなくすに拡大してきたが、いまや小泉内閣は、歴代内閣が憲法解釈の限界として辛うじて国民に誓約してきた「専守防衛」の歯止めさえも踏み越え、国際紛争に武力介入する戦争国家への道をたどる危険を冒そうとしている。

第一に、法案は「武力攻撃事態」の仮定において、国会の事後承認により、内閣に対し対処基本方針を決定する権限を与え、自衛隊の出勤を含む政府の対処措置の実施を認め、国民の憲法上の権利を制約する特別の権限を内閣首班に与えている。二つした憲法外の事態を想定した立法によって、包括的な国家緊急権を政府に発動させることは、実質上の憲法改正に等しい。しかも、この憲法停止状態における国民の自由と権利に直接関わる事態対処法制の整備を先送りし、もっぱら非常事態に

おける国と地方自治体の行政機関、民間公共機関に対する首相権限の拡大と集中を規定するこの法案は、自衛隊の出動を優先させる国民総動員法の性格を本質としていえる。

第二に、法案の仮定する「武力攻撃事態」には、武力攻撃を受ける「おそれ」やそれが予測される事態「をも含み、安全保障会議への諮問があるとはいえず、厳密・慎重な要件が付されており、首相の判断如何が超憲法的な対処措置を発動させる。この「予測される事態」における自衛隊の出動は、歴代内閣が「専守防衛」の誓約によって自らに課した出動要件の緩和をもち、日米安保体制の下で共同軍事行動を強化する役割をになうことは明らかで、それが却って「武力攻撃事態」を発生・拡大させる危険性をはらんでいる。周辺事態法やテロ対策特別措置法に基づく自衛隊の出動や補給・修理・輸送などの後方支援活動が、国際テロに対する「自衛戦争」のためには先制攻撃をも辞さないとするアメリカの作戦行動と共同で実行されるべき、「有事」法制は日米軍事一体化路線を構造化し、「集団的自衛権」の名による戦争の危険を増幅する結果を導くこととなる。

第三に、法案は「国家の安全保障」に向けた国民の協力を強制して、国と地方自治体、公共機関、関連産業を「一元的に管理する政府の権限の拡張を骨格としており、国民の生命・財産、自由と権利」という「安全保障」の原点に対する周到な配慮が窺われない。行政上の「指示」や「従事命令」の対象となる機関・業務のそれぞれの性格に基づく「協力」の態様に即した万全の規定を欠き、国際人道法など国際条規との関連はもとより、対処措置の公正と私権確保に関する手続きが等閑視されている。それは相前後して今国会に上程された個人情報保護法案・人権擁護法案がメディアと人権への行政機関の介入に道を開くこととしているのと並び、市民社会に対する国家権力の優位を最大限に確保しようとする歴史的反動である。

われわれは日本の将来と世界の平和を思うとき、国際犯罪であるテロ事件への対策は当然としながらも、「報復戦争」としてアフガニスタンを爆撃し、さらに「悪の枢軸」国家への先制攻撃も辞さないとする軍事超大国アメリカの作戦行動には強く反対せざるをえない。「冷たい戦争」は終わっても、諸民族間の血で血を洗う戦争は絶え間なく続いているが、これらの地域紛争に関しても、軍事力による「介入」や「制裁」を解決の手段とする政策を支持することは出来ない。戦争テクノロジーの開発とともに、武力の行使は悪循環を加速し、民衆の犠牲はいよいよ悲惨となり、地球環境の悪化は止まるどころがないがらである。

国連憲章と憲法第9条は、いつまでもなく国際紛争の武力による解決を否定して

いる。アジアのなかの日本の地位を考えると、われわれは日清戦争以来アジア太平洋戦争に至る海外派兵の戦争が彼我の民衆に与えた犠牲を心に刻み、軍縮を実行し、あらゆる政治的・外交的手段を尽くして「武力攻撃を受けない事態」をつくり出す構想力と政治を求めたい。戦争に生命を失う青年の悲劇の絶滅を願うわれわれ日本戦没学生記念会は、国際秩序を「戦争に訴えてでも」維持しようとする倒錯した軍事超大国への協力を拒否し、戦争国家への逆行を阻止するために、「有事法制」「三法の廃案」を強く要求する。

2002年4月29日

日本戦没学生記念会（わたつみ会）